

平成28年度 尼崎市社会保障審議会 第2回地域福祉専門分科会会議録

1 日時

平成28年10月31日(月)午前10時～午前11時45分

2 場所

尼崎市立すこやかプラザ 多目的ホール

3 出席者

(委員)

荻田委員、加藤委員、寺岡委員、寺坂委員、能登委員、前田委員、松澤賢治委員、松澤千鶴委員、松原委員、山口委員(五十音順)

(事務局)

健康福祉局長、福祉部長、福祉課長、福祉課課長補佐、福祉課係長、福祉課担当者、法人指導課長、高齢介護課長、包括支援担当課長、生活困窮者自立支援担当課長

4 議事録概要

(事務局)

お待たせいたしました。福祉課長でございます。

定刻になりましたので、ただ今から、平成28年度尼崎市社会保障審議会第2回地域福祉専門分科会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、公私ともお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入りますまで、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局よりご報告申し上げます。

(事務局)

現在の出席委員は10名であり、尼崎市社会保障審議会規則第4条に定める定足数を満たしております。

また、4名はご欠席となります。

なお、本日の会議の傍聴人はありません。以上です。

(事務局)

続きまして、本日出席の市職員ですが、健康福祉局長をはじめ、当審議会に関係の深い所管課職員が出席しております。時間の関係で簡単な紹介となりますことをご了承ください。

各委員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

(事務局一同起立)

引き続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

(事務局)

資料は、事前に送付しております。資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願い

いたします。また、机上に座席表を配付しておりますので、ご確認ください。以上です。

(事務局)

それでは、議事に移ります。

これより、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議題に移りたいと思います。

今回は、第2回の地域福祉専門分科会となりますが、今まで計画策定部会で7回に亘って議論いただいて積み上げてくださった、第3期「あまがさきし地域福祉計画」の案について、地域福祉専門分科会の皆さんにお諮りするものです。本日の会議を終えてから後日、計画策定部会を開き、更には11月末に地域福祉専門分科会を改めて開催できればと思っています。そして、それをパブリックコメントに諮るという日程で事務局は考えているようですので、ご協力よろしくお願いいたします。

先ほどお話したとおり、既に7回に亘って地域福祉計画の議論をいただき、本日まで出席されている計画策定部会の部会長である委員、副部会長の委員、更には3名の委員他、皆さん大変精力的に夜も二時間にも亘って会議を行いつつてくださいました。本当に感謝しています。

それでは、その成果を事務局から説明いただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

(事務局から、資料1に基づいて説明)

(会長)

30分に亘り、丹念にご説明いただきありがとうございました。

今、気づいたのですが、84ページのクラウドファンディングやSIBなどは、少し説明が要りますね。

とりわけ、第3章は基本的な考え方、第4章は具体的な施策について、ご説明いただきました。幸いにも尼崎市には「尼崎市民の福祉に関する条例」(以下、「市民福祉条例」という)がありますので、基本的な考えは、条例に依拠すること、本当に能動的主体としての市民像が描かれています。まさしく地域福祉に合致するものだと思います。更には、兵庫県下でもまだこういった地域福祉計画が出来ていない自治体もありますが、既に第1期から今回の第3期まで、常に先進的な成果があります。更には、市としてもまちづくりに力を入れていて、こういった地域福祉に合致するものになりますので、いくつかの財産、尼崎市らしさを活かしながら地域福祉計画を計画策定部会で練り上げてくださいました。本日は、その計画策定部会の部会長である委員、副部会長の委員も出席されていますので、付け加えることがありましたらお願いします。

委員の皆様ご質問はありませんか。

(委員)

計画策定部会では、部会長をしております。事務局からしっかり説明いただきましたので、簡単にご説明させていただきます。

全体的なことですが、初めは専門用語が多くて私が読んでも本当に難しかったのですが、やはり、わかりやすさ、伝えやすさの部分に注目しながらこの夏以降は進めました。特に、市民への共感の得やすさの部分で、市民がこのあたりは希望しているのではないかと、市民のニーズと合致しているのではないかと、といったことも盛り込みましたので、非常に読みやすくなったと思っています。

近々に議論していたことを三点お話させていただきます。

まず、一点目は、地域福祉の範囲です。本来、地域福祉が持つ、ある意味では魅力でもある漠然性について、協議してきました。そこをわかりやすく表現しているところが、48ページ・49ページの写真など実際の活動事例を多く盛り込んだ部分です。「こういうことも地域福祉だ」ということが、第3章から第4章にかけて様々な事例が続き、格段に伝えやすくなったと思います。逆に、その範囲を決める中で強調すべき点は、第1期・第2期で育ってきたものをどういうふうに強調するかを工夫するようになりました。そして、どちらかという既存の社会資源で何をしてきたのか、もしくは、今後は何ができるのか、そういったことで範囲を決めてきました。尼崎市の地域福祉では、こういったことができるという説明が随分とできるようになってきました。

二点目は、圏域、又は、活動のコンセプトです。それが、53ページにあるイメージ図になります。まだ、もう少し詰める必要はあるのですが、圏域からこのような活動をするというコンセプトがここに盛り込まれています。また、51ページ・53ページのあたりは、もう少し計画策定部会で議論をして皆さんの意見をたくさん反映した方がいいかも知れませんが、現時点で構成・形成してきた内容、かつ、今後このような形で成長していくという姿を示しています。

三点目は、全体的な基本目標も含めて、40ページになります。先ほど、会長からご説明がありましたが、尼崎市では、実は昭和58年に市民福祉条例が制定されていますので、しっかり筋が通った地域福祉を進めてきた経緯があります。また、この条例の内容は、古さを全く感じさせません。今、考えている地域福祉のコンセプトも理念とも合致して、非常に基礎的なことが入っていますので、原点に立ち返って視点や基本目標を作っていく形をとりました。基本理念、基本目標で非常に工夫されていることが41ページ・44ページあたりに出ています。もしかすると、真新しい内容が入っていないということで、魅力の部分では伝わりづらいこともあるかも知れませんが、私はどちらかという背伸びするタイプですが、今回の第3期計画の素案は、本当に実直な、実現可能性もありつつ、昭和58年から構築されてきたものに立った上での計画なので、非常にわかりやすさと、実直性が出ていると思います。今まで、背伸びもせずに進めてきた中での上乘せみたいになっています。そのビジョンについては、先ほど説明がありましたように、ここ数年間で新しい法律が出来ましたが、生活困窮者自立支援という形で、ここ数年「貧困」というものが非常に注目されています。

この「貧困」というキーワードが、調味料のように各所に散りばめられています。

それから、「虐待」です。虐待に関しては、今に始まったことではありませんが、特に2000年以降に児童虐待防止法、高齢者、障がい者と進んだ中で、虐待という人権と絡めて、これも調味料で入れられています。それから、「災害」です。もしかすると、他の地域と比べて少し弱いと思うのは、介護保険の改正に伴う総合事業のこと、先ほど合理的配慮という言葉が出ましたが障害者差別解消法のことです。一般の方はこのあたりのニーズが高いので、概念的にはもう少し強調してもいいのではないかと現時点では思っています。まだまだ、議論している途中ですが、本日は皆様の忌憚のないご意見を頂戴できれば、どんどん変えていけるとお思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

(委員)

先ほど、第1回地域福祉専門分科会からの進捗について、委員からご発言いただきましたので、そちらについては私から何もございません。議論している途中とおっしゃっていただきましたが、今後の課題

あるいは、この場で皆様にご意見をいただきたいことが二点あります。

一点目は、評価の指標です。これは、当計画をどのように評価していくのか。評価の方向については、第5章で記載をいただきましたし、直近の第7回計画策定部会でも議論になりました。まだまだ、この部分は今後詰めていくところです。特に、尼崎市社会福祉協議会(以下、「社協」という)で策定されている「地域福祉推進計画」との乗り入れもありますし、計画というものは地域に力が付いたかどうか、力が発揮できているかという点は、なかなか数字的な指標だけでは計り難いところもあります。ここをどうしていくのか、これから議論を深めていくところになります。

二点目は、先ほど委員からお話いただきましたが、この計画は、非常に網羅的に、特に今は制度や施策が地域づくりと言い出しているところですので、介護保険のこともあれば、生活困窮者自立支援法制度のこともありますし、障害や児童のこともあります。非常に様々なことが盛り込まれていますので、逆に今度は裏を返すと、第3期計画の特色がどこにあるのかというところをもう少し押し出して、伝えるようなお伝えの仕方、構成の仕方、文章表現をどうしていくのかというところはこれからになると思っています。そのあたりについても、忌憚のないご意見をいただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、各委員からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

前回、今回と読ませていただいて「地域福祉とは何だろうか」と思って考えていましたが、先ほどおっしゃったように曖昧さが図式化の中で少し明らかになって、非常に見やすいと感じました。ざっと目を通した時に、53ページの重層的な圏域と地域課題共有・解決ネットワークのイメージ図が気になりました。中心に「自治会・町会圏域」があって、それを挟むような形で両側に「相談支援ネットワーク」がありますが、同じものが二つあります。この相談支援ネットワークが一つではなく、二つになった理由を聞かせてください。たくさん書ききれないので二つに分散されたのであればわかるのですが、同じものが二つなので、これは少しわかりませんでした。

それから、同図にある「要保護児童」のことです。私は、尼崎市要保護児童対策地域協議会にずっと関わっているのですが、地域の中では、専門的な機関やボランタリー的な支援が必要になってきています。細かいことですが、今は要支援児童と特定妊産婦も対象に入っていて、より広がっていますので、「要保護児童」に「等」を付け加えてほしいです。小さく書かれていますが、これも大きな対象となりますので、お願いしたいところです。

とりあえず、今、気づいているところは以上です。

(会長)

ありがとうございます。

今のご意見に対して、事務局いかがですか。

(事務局)

一点目の相談支援ネットワークが二つある点ですが、本市では平成30年に向けて、現在は1箇所しかない福祉事務所等を保健窓口と一緒にする形で、市内南北の2カ所に集約した保健・福祉総合相談支援体制の設置を予定しています。名称はまだ決まっていないため同じ名称で書いていますが、市内を2

カ所に分けて南北にそれぞれ相談支援ネットワークを設置してきちんと整備していく、そういったイメージをもとに二つ配置しました。ご認識されているように確かに同じものが二つになりますので、もう少しわかりやすくその理由等を記載したいと思います。

(事務局)

補足ですが、先ほど平成30年に向けた対応と説明しましたが、平成29年度の1月(平成30年1月)に開設予定で進めております。

(会長)

ありがとうございます。

委員よろしくお願ひします。

(委員)

前回から比べて、非常に見やすくなりました。ありがとうございます。

具体的な取り組みで、気づいた点をお伝えします。

56ページ、58ページです。具体的に計画を立てて地域で遂行していく際のことを考えながら見ていました。そもそも「地域福祉とは何か」ということ、地域にいる方々は地域福祉を意識して生活をしている訳ではありません。その中で、こういう形で計画を策定したところで、「この取り組みが地域福祉です」と書いているから共助できているという実感は、なかなか持てないと思っています。私は、社会福祉連絡協議会(以下、「連協」という)の会長をさせていただきます。そこで実感していることは、尼崎市の場合は利便性が高いから住んでいるという状況もあり、街への関わり方、地域で暮らすということ、地域への愛着といった郷土愛的なところが薄れてきている気がします。その部分で、私もずっと尼崎市に住んでいるので当たり前になっていますが、この街に住んでいて当たり前に行われている様々なイベントや自然とある街のルールを知らないまま過ごしている気がします。他都市から転入してきて、そういったことを知らないうちにまた他へ転出していく、もしくは知らないままずっと過ごしていることが、昔に比べてより多く発生している感覚があります。では、その中でどうやってそれを知る機会があるかということです。「支え合い」のところで支え手の発掘をしていくことを考えると、なかなか大人を教育していくことは難しいと思います。地域福祉のイベントや講演会などをするにしても、「講演会をやります」と言うだけでは集まらないと思います。おそらくターゲットになってくるのは、小・中学生で、街への関わり方ということを教えるような取り組みを学校と連携して進めていかないと、街で暮らす流儀ではないですが尼崎市で暮らしていくことの関わり方や実践していくことは、均一に皆さんに伝えていく方法がなかなか無いように思います。福祉学習の推進(56ページ・57ページ)や地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援(58ページ・59ページ)では、SNSやインターネットによる情報発信に取り組む方向性が挙がっていますが、これらはどちらかというと当事者が意図的に情報を取得しに行かなければ学べません。むしろ、わかってほしいという働きかけの視点では、非常に弱いです。どちらかという、学校の中で公務員や先生ではない一般の人が関わっているということをお教えたり学んだりする機会を、市として作っていく必要があると思います。そういった視点で見ると、この部分は少し弱いように個人的に感じています。それが一番強く感じたところです。

(会長)

ありがとうございます。57ページの1行目が今のご意見に対応する部分になると思います。

(委員)

なるほど。そうですね。

(会長)

委員がおっしゃるとおり、ここでは福祉学習というところで記載していますが、学校教育、教育委員会と連携していかに市民に住まい方、生き方、過ごし方というような、いわゆるシチズンシップですね。市民としての権利と義務をどういうふうにどれだけをどういう形で出すかは教育委員会とすり合わせてもらう必要があります。そういうものが無くては、どれだけを対象とするのか、大人だけを対象としていては駄目だという発想で、福祉学習の一つとして学校教育の中でできることを入れています。

それでは、委員どうぞ。

(委員)

事務局から事前説明をいただいた際にも少しお話したのですが、53ページの地域課題共有・解決ネットワークについてです。先ほど、委員もおっしゃいましたが、要保護児童の部分です。現在、尼崎市では、旧聖トマス大学の跡地を拠点にして子どもの育ちを支援する施設を設置する構想が動き出しています。その部分がこのイメージ図に入れば、もう少し子どもの部分がわかりやすくなっていくと思えました。事務局からは、この構想自体はこれから形になっていくもので、現時点ではまだ海のものとも山のものともわからない状況なので入れ込めていないと説明をいただきました。第3期計画が動き出してからはっきりしていくと思いますので、計画の遂行期間中でもそういう部分を入れ込んでほしいと思います。

それから、57ページの「みんなの尼崎大学」に、福祉に関する専門コースを設置して体系的な学びの場を作りたいという取り組みについてです。今、あちらこちらで認知症の人が徘徊して高齢者の行方がわからなくなるといった問題が発生しています。福岡では、徘徊をする人に市民がどのように声をかけて関係機関へ繋いだり、家まで連れて帰ったりする等の模擬体験をする取り組みが地域であります。そういうことをこのコースの中に取り入れてほしいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

ちなみに、一点目のご意見については、49ページに園田学園女子大学とコラボレーションしている取組事例を掲載していますが、こちらも53ページの地域課題共有・解決ネットワークのイメージ図でも見えるような工夫があればいいというご意見ですね。

(委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、委員よろしく願います。

(委員)

感想を言うと、かなり完成されてきたというのが一番大きいです。

では、今回の第3期計画を作って、達成すべき目的・目標との兼ね合いで、今ここに提示されているもので十分に網羅されているかという、若干疑問があるという指摘をしたいと思います。

まず、40ページ・41ページです。特に41ページに「2 取り組みを進めるための視点」が四点ありま

す。一点目の市民(当事者)主体は原則ですが、それを課題に関わって、その後に情報共有と参画・協働(二点目)、総合化・効率化(三点目)、予防と早期把握(四点目)という三つのキーワードが提起されています。これは誠にそのとおりだと思いますが、それを42ページの基本目標の三点へ落とした時に、きちんとその趣旨が活かされているかという、やや少し市民等の活動にシフトすることでなんとかなるのではないかという見方ができるくらいにまだ、やや不十分な点があると思います。

これをどう解決しようかと考えてみたところ、45ページ以降に現在地域福祉に関わっていて市内で活躍されている組織・団体、あるいは期待されている組織・団体について記載があります。まずは、ここが横串なしの各団体の属性の説明と現在取り組んでいる活動の説明になっています。最初に申し上げたように、いずれにせよリンクしなければいけないことが全く反映されていません。それは、現状ですから反映できないところもあるかも知れませんが、それぞれの組織や事業の中でそうした連携や状況をとっていかないとこれ以上は進まないということも事例の中で紹介した方がいいと思います。そうしておかないと、やはり、相互が連携するということの意味、また、その必要があるということを示す方向は、まだ今の時点でも可能だと思いますので、一度工夫されてはどうでしょうか。

次に、先日お会いする機会があって事務局にはお伝えしたのですが、連協の圏域、町会・自治会の圏域を非常に大切にしているのは、二つの面で非常に重要だと思います。やはり、当事者に関わる身近な情報をきちんと早期の段階で掴むには、こうした活動が無いと無理だということは、そのとおりだと思います。ただ、一方では、介護保険制度の上で活動する地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、ケアマネジャーの居る専門機関、それらのサービス事業者、それから今は少なくなりましたが保健師が行う地域活動、あるいは消防や警察の皆さんは特に認知症の方々の対応で活躍されています。そういう情報も含めて身近な情報になります。しかし、ここでは地域の皆さんが活動することで得られる情報を身近な情報として定義していますので、それだけではありません。専門機関の個別支援やサービスを行う専門職の人たちも実は情報を持っていますが、ただ、それは自分たちに関わる情報だけで他の情報がわからないということだけのことです。それをどう横串を通すのかということ念頭に置かないと、第2期計画と変わらないという状況になってしまう気がして、私は心配しています。その点について、政策課題としてどういう形で具体的に提起していくのか、まだ残っているのではないですか。

また、既にご指摘のあった53ページの重層的な圏域と地域課題共有・解決ネットワークのイメージ図は、やはり少し変更した方がいいと思います。(仮称)保健福祉センターの二所化の関係で相談支援ネットワークを二つ描いているということでしたが、それでは社協の支部は六つありますし、それはどうしますか。それを言い出すと全部を下に紐づけてパラシュートのようにしないといけません。機能だけに分類するのであれば、わざわざ(仮称)保健福祉センターの関係で二つも入れる必要はありませんし、全体を表すのであればA3サイズ2枚くらいを使って四つ折にしないと載せられないくらいの資料がここにあってもいいのかも知れませんね。

58ページ以降に、新しく動き始めている活動や今後必要な活動についても多く記載されています。これは非常に興味深い面白いと思っていますが、そこも先ほど申し上げたことと同じです。例えば、今、関わらせていただいている中でも子ども食堂は非常に話題になっていますし、大事な活動として定着したり増えたりしています。しかし、それは、既存の社協が得意としていた連協や単位福祉協会(以下、「単協」という)の基に始まったものかという、そうでは無いものがたくさんあります。それでも、社協は関わ

っています。それはボランティア活動という関わり方なのか、芽の出たところに生活支援コーディネーターや社協支部の職員など専門職が協力あるいは相談を受ける形で関わってきたということでしょうか。もしそうであれば、それは単に従来の組織の得意分野の連合体ではなくて、新しいやり方も含めて考えるという提起があって動き始めているということだと思います。それを何かの形で表さないことには、従来型の地域福祉活動は、地域福祉活動というもののやり直しが新しいメニューも加わった単にそれだけのことだという表現になりかねません。今の時期になってということはありませんが、そこは野心的に書き込んでもいいと思います。

なぜこのように申し上げるかと言うと、今回提起された尼崎市自治のまちづくり条例(以下、「市民自治基本条例」という)の条文にも、今、私が申し上げた部分が条例の目的で既に謳われています。また、同条例の第八条(まちづくりへの参画)や第九条(地域コミュニティにおける取組)にも同じようなことが趣旨として書かれています。そういったことを体現することを含めると、先ほどのような発想を我々が持たないことには実は地域は動いていかないと思います。せっかく有る資源が活用されにくい状態です。いわゆる既成のやり方が本流で若干の合流でそうした動きがあると捉えるのか、支流はそれとして重要ですが、本流と思われるものもこれから広めていくには大きな活動の資源やエネルギーになりうるというところの表現がどうしてもほしいです。尼崎市でこれからそうしたことをやっていくためには、私が言うところの言い方になってしまいますが、連協を中心とした従来の自治組織を、ある一定程度の場面ではそれだけではないという言い方もしていく場面があるかも知れません。ただ、それを行政に委ねるには難があると思いますし、散りばめられているということはいくつかあります。しかし、そういったこともあるということはいわなければなりません。そういうことを強く考えています。

(会長)

ありがとうございます。

伝え方について、ニュアンスの部分で非常に政治的な配慮が必要かも知れませんね。

健康福祉局長、今までの議論でコメントがありましたらお願いします。

(事務局)

今回、この地域福祉計画をご議論いただくことになった当初にも申し上げたのですが、非常に幅広いことを所管する計画で、高齢者や障がい者などそれぞれの分野の具体的な計画があった上でそれを横串で挿すことをしていきます。そのため、この計画の位置付けが非常に難しいということ当初より感じていました。まさしく今いただいているご意見もそういう性格に基づくものと思っています。なおかつ、今は福祉の問題だけではなくて、市民自治基本条例もそうですし、まさしく「地域福祉＝まちづくり」そのものだと逆に感じています。市でもそういう認識の下に、地域振興のあり方や市民の学びのやり方など市政100周年を機会に様々な議論を始めています。その一つの具体的な策がこの市民自治基本条例でもあります。まさしく、この精神も単なる福祉問題だけではなく、この地域福祉計画に反映していかなければなりません。ある意味では、この第3期「あまがさき地域福祉計画」が私たちに突きつけられた大きな課題になっています。そういうこともあり、事務局も悩み苦しんでいるところではあります。いずれにしても、具体的な計画が出る前に、この地域福祉計画が真っ先に先陣を切って様々なことをしていくこととなります。先手をつけることとなりますから、気を引き締めて臨んでいます。本日も非常に難しいご意見をいただいたところですが、どういうふうに対応していくか悩んでしまうところで、改めてこの地域福祉計

画の重大さに気づき、心に響かせなければならないと思っています。感想で申し訳ありません。

(会長)

ありがとうございます。

また、ご意見を伺っていない委員の皆様、ここまでの議論で付け足すことがあれば、おっしゃってください。

それでは、計画策定部会にも参加されている委員からも順にお願いしたいと思います。

(委員)

毎月の計画策定部会でお伝えしたことが非常に多く反映されていると感じています。

最初から、地域福祉を錦の御旗のように掲げてしまうと、案外、日々の小さな活動をされている人たちにとって「地域福祉とは何なのか」ということがおそろくずっと心の中で残っていくのではないかと思います。ただ、それを言うってしまうとこういう計画は作ることができませんので仕方ありません。この計画にも書かれていますが、やはり日々地域で活動して下さる担い手の固定化や高齢化について、本当にどうしていけばよいのか頭が痛い問題だと思っています。それを解決する妙案がこれといって出てくるとは思えません。先ほど委員からも学校教育の方面から取り組んでいくというご意見があって、この計画にも書かれていますが、非常にいいアイデアだと思います。それでは今度、教える側の先生はどうなのか、そこまでの意識を持って子どもたちに教えることができるでしょうか。課題として、そういった意識の共有もしていかなければ、子どもたちに教えることができないと思います。私も見守り活動をしている中で子どもたちとちょこちょこ話をします。あまり言うてはいけませんが、子どもたち自身もそうですが、先生たちにもそういうことが必要だと非常に感じています。学校教育から始めるというのは非常にいいことですが、教育委員会を通じて十分に配慮をいただく必要があって、そのあたりにわずかな疑問を感じています。

先ほども言いましたとおり、担い手不足、最も養成の部分で、真剣に皆で考えて相談しながらやっていかないと高齢化が益々進んでいだけで後がありません。我々の世代も見てみると、やはり次の世代はなかなか手がいません。それを皆で考えながら、あるいはこの計画の中にそういうアイデアを盛り込みながら進めていただくと非常にありがたく思います。

(会長)

ありがとうございます。

委員、いかがですか。

(委員)

委員もおっしゃいましたとおり担い手の件では、様々な団体が実践面で地域にまみれながら様々な活動を展開されていますが、その活動者の育成は大きな課題だと思います。実際に、今年は民生委員も改選の時期が訪れていて、蓋を開けてみるとかなりの数の欠員が生じています。それは何故かということをお互いに聞いてみると、基本的にはボランティアなので、そういうことを理解されているとは思いますが、そこに義務を押し付けられて精神的に苦痛だという意見が多くを占めていました。この地域福祉専門分科会や計画策定部会でも参画し議論してきましたが、第3期計画の中の取組事例も含めてわかりやすく表現をしているというところで、大変評価できると思います。その取組事例の中身は、ほとんどがボランティア精神で自主活動でやっているようなものが主体になっています。自主的なボランティア活動だけで

支えていけるというのは、もう先が見えています。もう後ろを振り向いても、誰もいません。現実にはそういうことがありますので、そこをどうにかしていかないといけません。そこが課題だと思います。

もう一つ、財政のことです。行政に皮肉を言うことになり兼ねませんが、様々な自主活動をやっている団体・組織に対して、個々の立場でどれくらいの財政負担や支援ができるでしょうか。具体的には、資金面の問題だけで解決できるかはわかりません。しかし、実際にそれらの団体・組織の活動をより継続させて地域福祉のためにがんばっているということに対して財政面等を含めたあり方というものは、この計画の中ではまだ具体的に出していない気がします。そのあたりを今後どのように考えていくかも課題だと思います。実際に、第3期計画として市民等の手元に届いて皆でがんばろうという段階では、そういうことも含めてやはり必要だと思います。

(会長)

ありがとうございます。

委員、いかがですか。

(委員)

まず、この計画の内容に関して、私が初めてこの地域福祉専門分科会に参加した時よりは、非常に良くなってきていると思います。初めて参加した時は、高齢者分野の分科会とどう違うのかわからないと言うことを申し上げて、会長を困らせてしまったことがありました。

私たちの考えとしては、様々な考え方をまとめるものではなくて、地域福祉という基盤があって、その上に専門的な分野として、障がい者福祉や医療福祉などがあるのではないかと考えています。そういう意味で、この地域福祉が社会全体のあり方を考えるという非常に重要な部分です。ですから、地域福祉が良くならなければ、その上にある障がい者、児童、高齢者などの専門的な分野も良くなっていかないと個人的には思っています。ただ、この計画を考える上で一番心配していることは、やはり人材の養成です。その部分は、皆さんが共有してくれていますが、やはり、ひとり世帯の教育をどうしていくのかということです。計画策定部会でも申し上げたのですが、子どもを育てても、先ほども言われたように学校の先生方の考えがどうかということや、きちんと聞いている子どもたちだけではありません。昔あったような地域のそういった環境をどう育てていくのかということが、この計画から抜けているように思います。それが一番の課題ではないかと思えます。

(会長)

ありがとうございます。

委員、お待たせしました。

(委員)

読ませていただいた感想を申し上げます。

一点目は、26ページの「担当区域で対応している要援護者の状況」です。この右上の「10」は何を示していますか。単位がわかりません。私は、「子どもの虐待(疑いも含む)」の数値が1.1というのは、仮に100パーセントとするとそのうちの11では少なく感じますし、10としても1.1という数値はやはり低いように感じました。こういったことが、どのように目的や目標に関係していくのかがわかりません。

二点目は、先ほど委員もおっしゃっていましたが、例を出すという部分です。

例えば、青少年の居場所づくりという部分で67ページに「NPO法人「スマイルひろば」の取り組み」

「～小中高生の居場所・たまり場～」が掲載されています。こういった取り組みが目標値の中で、例えば43ページの基本目標2に関係するというように、何かと連動して取組事例をあげているということが見えません。どこかでそういった位置付けをしていることがわかると、より理解しやすいと思います。また、53ページの重層的な圏域と地域課題共有・解決ネットワークのイメージ図ではどこに入るかを考えた時に、小学校区域で子どもの支援を中心としたつながりエリアに入るのか、NPO等という輪の中に当てはめるとどうなるだろうか。そういったポイントで図示しているということがわかると、より写真の意味や具体例の意味の中で目標値としての連携が図られるのではないかと感じました。

子どもの虐待の件では、実際にはDV(ドメスティック・バイオレンス/配偶者等からの暴力)と非常に強い関係があります。75ページの「権利擁護の推進」で出てきます。これは、先ほどの40ページ・41ページの「取り組みを進めるための視点」の中では、例えば市民(当事者)主体の視点に入るのか、代弁の視点や擁護の視点に入るのかということなのです。そういった視点と地域福祉計画の中で新たに入るものか、どこへ入れるのか、どうされるのか気になっています。そこまで入れてしまうことが、どういう意味を持つのかは考えられていませんが、より知りたいところです。

(会長)

ありがとうございます。

おそらく、「NPO法人「スマイルひろば」の取り組み」～小中高生の居場所・たまり場～もそうですが、それを抱えているところが多様な主体の参画・協働、なおかつ、またそれに関して地域での見守り・支え合いという部分の具体例としていると思います。後は、それがまたどういうふうになると、全体的には、この記事自体が簡単に簡略で具体的という形で表現していこうとするコラムになりますので、索引的な形にしてしまうと、逆に市民にとっては読みづらくなってしまうこともあると思います。

大変重要な指摘がありました。委員からは、介護保険の改正に伴う総合事業や障害者差別解消法との関係でまだ少し書き足りないというご意見がありました。

そして、委員からは評価指標をどういうふうにもっていけばよいか、個別に分野別計画がある中での地域福祉計画の固有性・独自性をどういうふうに掲げるかということがありました。特に、PDCAで1年ごとに見直したり、追加したりすることがある訳ですから、そういった点でどのように独自性を持たせるかという点があります。

また、委員からは、私も同様の指摘をしましたが、取り組みを進めるための視点と基本目標を別々に書いている感じを受けるので、それぞれのすり合わせが無いように思います。それをすり合わせた上で、個別の分野別計画へどのように反映していくという部分までは難しいと思いますが、とにかく現状はこのようにがんばっているところを挙げているのが、おそらく今回の趣旨です。しかし、取り組みを進めるための視点と基本目標のすり合わせをどのように考えていくかは、大きな問題だと思います。

それから、委員を始めとして、これからの担い手に対して大変大きな危機感を持っていらっしゃると思います。それに十分応えているかどうかという部分をもう少し書き込めないかというご指摘だと思います。

これらを受けまして、事務局からお伝えすることがありましたらお願いします。

福祉部長いかがですか。

(事務局)

地域福祉計画を5年間で作り上げていくということと、地域包括ケアシステムを平成37年度に向けて10年間で進めていくことがあります。そういう中で介護、医療、介護予防、生活支援、住まいなどと言った時に、既存の枠組みだけではやはり進んでいきません。その中で地域福祉の視点で、どうしても地域の中で主体的にまちづくりに関わってもらい生活・福祉課題をなるべくそういうリスクをマネジメントしていくような取り組みも、個人あるいは組織の取り組みが必要になっていきます。そういった予防の観点から何か書くことができればいいと思っています。

(会長)

各委員から様々なご意見やご指摘がありましたが、その点についてこういうことが考えられるのではないかといった委員同士でご意見がありましたらお願いしたいと思います。

委員がおっしゃった介護保険の改正に伴う総合事業や障害者差別解消法の件では、計画策定部会長としてこれからどのように盛り込んでいくかなど、お考えがあればお願いします。

(委員)

介護保険の改正に伴う総合事業では、ある程度の国の指針がある中で各自治体はどのように進めるのかという答えを求められている時期だと思います。しっかりとした正解でなくてもいいので、答えの方向性や他の自治体とは違う社会資源の強調なども含めて出していくのが一つだと思います。やはり、人工的なことを見ますと、総合事業に今後関わってくる世代が多いのでそこをもっと出すと、市民も関心を持って少し読んでみようという気持ちになると思います。

障害者差別解消法については、これは平成28年4月施行ということで各自治体でもまだ迷走している部分があります。合理的配慮という言葉だけではなく、障がい者だけを対象にするということではなく、住みやすい街としての気概を自治体としてどういう形で示すことができるかという、ある意味ではパス出しをされているようなチャンスでもあると思います。法律に則って合理的配慮をこういう形でしていくということをきちんとした形でなくてもよいので、今後、例えば5年間でどのような形で進めていくかを出せると思います。

この二つの共通点は、シミュレーションが示せる枠組みだと思います。この地域福祉計画を捉えて、これから5年後がどのようになっているのか、正直自分の中でもまだきちんとした答えが出ていません。その二つだけでも多めに強調していくと、こういった形で進んでいくのかなということが示せると思います。船でいうところの羅針盤のように、尼崎市ではこういった方向性で進んで行くといった内容でもいいので、少し盛った方が先の見通しができるのではないかと考えています。先ほど、「実直に」という話をしましたが、本当にしっかりと大地に根を下ろしながら木が成長していくような地域福祉計画をつくっておられます。しかし、それとは別に国からこういうことをやりなさいという宿題を出されている形なので、また別の畑ではこういうことをするかも知れないくらいの夢も含めて盛り込んでいただければいいなと思い、話をさせていただいた次第です。

(会長)

ありがとうございます。

11月18日に第8回目の計画策定部会が開かれる予定ですので、是非、計画策定部会の部会長として提言してください。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

委員からも、評価に関して、今考えていらっしゃることをお願いします。

(委員)

まだ、これといった処方箋が見つかった訳ではありませんが、各委員の皆様からのご発言の中で、今回実施した市民等意識調査結果の数値の中からどのように迫っていくのかというご意見もありました。また、取組事例についても、単なる紹介ではなく目指すべき姿の一つとしてヒントを示していくというご意見もいただきましたので、そのあたりも、地域での実践事例の中から評価をしていくことも一つの方法だと感じました。

(会長)

他の委員の皆様から、何か付け足すことはありませんか。

はい。委員どうぞ。

(委員)

二点あります。

一点目は、先ほど、委員からお話がありましたが、いわゆる社協加入や自治会活動をボランティアとして捉えるには無理な状態になってきています。私自身も活動していて、ボランティアというのは望んでやるべきものですが、自治会の活動は、連協の活動もそうですが、望んでやるというよりも、どちらかといえばそこに住む一員としてその地域のためにやらないといけないことだと思います。それがボランティアと言われると、イコールではありません。ボランティアという言葉だけを捉えられてしまい、結局は「自分が好んでやっていることだろう」というふうな認識を活動していない人に持たれてしまいます。そうなるのと、活動している人からすると「イコールではない」という気持ちになってしまいます。ですから、どちらかという、一定のエリアの中に住むその場所で誰もがやる必要はないけれども誰かがやらなければなりません。では、それを誰がやるのかとなった時に、ある意味で責任感が強いような人が貧乏くじを引いたような状態になっていて、逆にそれが成り立ってしまっている形なのではないかなと感じています。それでいうと、田舎の方が結束力は強くて自治会に入っていなければ村八分と言うような世界なので、逆に都市部の方が緩いと思います。そういった組織に入っていなくても生活ができてしまうために起こっている街の問題が山ほどあると思います。その場所に住む一員として当たり前のことと、義務や責務に近い状態になるかも知れませんが、意識を変えていくような形。いわゆる自己実現の部分でその人がやりたいことは、その人の時間の使い方なのでやればよいと思いますし、ボランティアになると思いますが、暮らすためにやらなければならないこととの認識を分けて考えていかないと、同じ土俵の上で話すことについては違う気がします。私自身もNPO活動など様々な活動に関わっていますが、そこは同列ではないと非常に強く感じます。地域福祉というのであれば、そういったことを尼崎市はどちらかという都市部ならではのところでもう少し丁寧に書いていく必要があるように感じました。

二点目は、「支え合い」という部分の数値化について、これから指標を作っていくにあたって、支え手がどれだけ増えたのか。従来から支え手として活動されてきた人から、どれだけの新しい支え手が増えたのかということがわかる数値をできれば取得してほしいです。具体的に言いますと、これまで民生児童委員や社協、町会の役員など各種団体・組織、保護司など、様々なことで活動されてきた人以外で、

それぞれに地域活動をしている人たちの理解がどれだけ進んだのか。そして、講座を開いた時などに新規に活動した人たちが増えたのかを是非とってほしい。なぜかと言うと、結局、いくら動員されても理解している同じ人しか講座を受講しに来ないので、ある意味ではどれだけやってもそれが浸透して広まっていないという感覚が私自身も参加していて感じるからです。どちらかというそうではない人たちが、どれだけ増えたのかという数値を採ってほしいと思います。そうしなければ、結局はこの計画が浸透しているのか判断が付きません。そのためにも、できればそういう数値を盛り込んでほしいと思います。

(会長)

わかりました。

二点目は、一点目の問題と非常に関係していますね。半ば義務として受け止めて活動されている人たちは、実直な純粋な自発性という意味でのボランティアではなく、むしろ義務を感じて全うされている形なので、それを一律に論じるというのはどうかというご指摘でした。非常に面白くもあり、難しい指摘でもあります。しかし、それを義務でやるのは嫌なので、それを若い世代に担い手として再定義するのかということですね。

各地でも活動されている委員もいらっしゃいますが、兵庫県下の過疎の村や集落で責任を負うことを共益としてそれを地域のしきたりとしているような地域では、どのようにボランティア活動や地域福祉の展開をしていますか。

(委員)

私の情報はだいぶ古いですがよろしいですか。

(会長)

古くても結構ですよ。お願いします。

(委員)

実は今ご指摘いただいた点については、郡部もあまり変わらないという印象が非常に強いです。特に郡部は、そういうことが当たり前の時代が長かったので、それが無くなると何も無い形です。では、誰が担うのかという、この場の議論で言うボランティアの人たちと専門職としてそういう仕事に関わっている人たちが、どうにかリンクしていく形で何とかしのいでいこうとしています。しかし、それにも限界が見えてきています。実際に課題等を見つけてそれをフィードバックしていく人材がいらないことにはどうしようもないので、実は都市部、郡部に関係なく同じ状況だと思います。

それを尼崎市に当てはめると、思い切ったことを言わせていただいておりますが、私の知っている限りの地域福祉活動から言わせていただくと、尼崎市は自治会・町会組織を単位とした連合組織としての社協(いわゆる連協)の役割が一方では存在するからこそ、まだこれだけの数が残っているという印象を持っています。しかし、それも限界に近づいていて、それとは違う手法のものをバイブルに入れて育成していくという形が必要な段階にきていると思います。様々な意味合いがあると思いますが、一番極端な場合、例えば認知症で徘徊するなど地域の中で見守り活動の対象とすべき人がいるとします。それでも、その対象とすべき人は会費を払っていないからという理由でその話は断ち切ってしまう可能性もあります。こういうことは、やはり今の地域の事情には合いません。では、その人たちも含めた形で対応していくとなると、単協・連協の方々の意識を変えていくか、それとも違う手法を取り入れるのかという話になります。私は、その両方を取り入れて進めていく必要があると感じていますし、そういう印象が非常に強く

あります。それを進めていくには行政の計画だけでは困難で、今回策定している社協の地域福祉推進計画の中にも少しでも盛り込むことができれば良いと考えて、今、動いているところです。

(委員)

私も全く同じ意見です。コミュニティというには、地縁型コミュニティがあってそこが義務的な想いもありながらも持ち堪えていればそれで良いという訳ではなくて、テーマ型コミュニティもあって、言い古された言葉かも知れませんが一緒に組み合わせるところがないと強さは出てきません。その点は、やはり郡部でも同じで、高齢化率が70パーセントで地域の役員も出来ないから小学校区単位でボランティアグループを作って解決できるかという、それだけでは生活支援的なことは出来たとしても、決め事をしたり、今までの地域の流儀に合ったやり方でやっていったりということができません。やはり、地縁型コミュニティと組み合わせなければならぬところです。先ほど、委員がおっしゃっていたように両方を組み合わせたり受け入れていったりということを、まずはしていけないといけなく感じています。

(会長)

ありがとうございます。

たぶん両方で今までもやってきた訳ですが、ただ両方といっても、昔からの地縁型の体制には脆弱化がはっきりと見えていて限界にきています。そうかといって人間相手ですから、すっきりと切り替えてしまう訳にはいきませんので、両方を相互に乗り入れをしながらその割合をどのように変えていくのかということだと思えます。

この問題は、尼崎市だけではありませんが、固有の問題としてこれこそ条例に基づいてどのような計画をつくるのか、まちづくりの面からもっとその進展を早くしてほしいですね。市議会でも後押ししてください。どのようなまちづくりをしていくのか、こういうご指摘を受けて尼崎市らしいまちづくりとはどういうことなのか条例を受けて、それを固有の計画に下ろして行って、その固有の計画とこの地域福祉計画のすり合わせ、並びに、社協の地域福祉推進計画とのすり合わせということをしていけなく感じます。ここだけで独り歩きすべきものではありませんし、できるものでもありませんので、関係する局・部のご理解とご協力をお願いしたいところです。

他にご意見ありませんか。

(委員)

言葉の使い方について、いくつかの例を申し上げます。

45ページから46ページにかけて社協についての記述が横断的にあります。その中でも、最後の段落に「なお、尼崎市社会福祉協議会は、社会福祉法人と地縁型組織としての2つの面をもち」とあります。これは、実は「社会福祉法人」と「地縁型組織」は二面性とは言えません。例えて言いますと、「地域福祉推進組織と単位自治会の連合体(あるいは連合組織)」という言い方をすると非常にしっくりくると思います。その辺を少し読み込んでいただいて、少し整理してください。

また、「生活保護」という言葉を「保護」と表現している部分が何箇所も見受けられましたので、指摘しておきます。これは制度の名称なので、正式名称できちんと表現した方がよいと思います。

(会長)

校閲をありがとうございました。

本日は、多くの有益なご意見をいただきましたので、これを受けて事務局でもう少し考えていただいて、

第8回目の計画策定部会では、事前に部会長、副部会長からご意見を伺って反映したものを計画策定部会で協議いただき、それを受けて次回の地域福祉専門分科会を開催したいと思います。

時間が差し迫っていて、本日も非常に有益なご指摘を受けましたが、完成度は高まってきていると思います。他の自治体と比べても皆さんのご意見を反映した素晴らしいものが出来てきつつありますが、どうしても皆さんも本日ご指摘されたような尼崎市らしさの部分で固有の問題で地域福祉計画の視点からどのように取り組むかという宿題がありますので、是非最後まで全力で追い込みをよろしくお願いいたします。

事務局から何か連絡事項等ありましたらよろしくお願いいたします。

(事務局)

今後の予定ですが、11月18日に第8回計画策定部会を開催しまして、その後に改めて当地域福祉専門分科会を開催させていただきたいと思います。本日はご欠席の委員もいらっしゃいますので、日程については後日調整させていただきたいと思いますが、11月下旬に予定させていただきます。短期間での日程調整となりますが、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、これもちまして第2回地域福祉専門分科会を閉会いたします。
ありがとうございました。

(閉会)

以 上